

## 【研究ノート】

「供述支援に関する少年補導職員座談会・研究会  
～「話せない子ども」を支援する～」報告Institute for Criminal Justice Study Group: The Experience of Juvenile Support and Guidance  
Workers to Encourage Child Victim's Communication in Police Interviews.

田村 正博

社会安全・警察学研究所 所長  
京都産業大学法学部 教授

新 恵里

社会安全・警察学研究所 所員  
京都産業大学法学部 教授

## I. 開催の趣旨

子どもが被害者となる事件において、被害者に事実を供述してもらうことは、刑事手続を進める上で不可欠である。加害者について刑事上の処分を行うことは、被害を受けた子どもの安全の確保と、その尊厳の回復（立ち直り）等につながるものとなる。他方、被害経験を語ることは、そのこと自体が大きな精神的負担となるだけでなく、刑事上の処分につながるものが自らのその後の生活に大きな影響を与えるものである以上、不安感を抱くことは避けられない。特に児童虐待事件の被害児などの場合には、加害親を処罰させることになるため、「自分はどうなるのだろうか？」という不安に加え、加害者が逮捕されることで生活基盤が破壊されることを嫌がる非加害親の存在、その非加害親に対する被害児の思慕、また、加害親に対する被害児の想いも複雑である場合も少なくなく（例えばいつも虐待をしているわけではなく、時々かわいがっている時もある場合などは、被害児の心情は複雑である）、さまざまな不安や心情がブロックとなって、「話せない」状態にある場合が少なくない。一般犯罪の成人被害者でさえ、事件の被害者として供述をすることがどういう影響を与えるのかについて、不安になることは当然であり、そのような不安は、児童虐待の場合は特に大きいと思われる。そのような意味でも、「話せない子ども」は多いと思われる。

これまで、主として捜査官が、事情聴取と並行する形で、時間をかけて、説得に当たってきた。しかし、近年では、繰り返しの聴取が供述者の負担となり、偽りの供述を招く結果ともなるという指摘を受けて、聞き取りをできるだけ短くし、複数機関での聴取も一回とすることをめざす、いわゆる司法面接・協同面接（代表聴取）が推奨され、記憶の汚染につながるものとして捜査員による説得が疑問視される傾向が生まれている。

司法面接は重要な技法であるし、近年では、話すことのできない子（非開示の子）の問題が重要であることが認識され、研究も進められているが、司法面接の場だけのサポートでは、十分なものであるとはいえないものと思われる。

そういった中で、子どもとラポールを築き、不安の軽減と供述の勇気づけを行うことで供述を支援する取組みが、福岡県警察の少年補導職員において行われている。少年補導職員は、子どもと深くかかわってきた専門家としてサポートに高い適格性を有している。

本座談会・研究会での報告、討議内容に関しては、本稿執筆者の責任で編集したものである。なお、1日目の座談会については、極めて充実した報告と討議がなされたが、具体的な実践に関しては公開になじまないものも多く、部分的な紹介にとどまっている。

そこで、被害者供述支援に関わったことのある少年補導職員と、関わったことはないが高い力量のある少年補導職員とで、子どもの供述の支援として、どのような実践が可能なのか、そのために必要なことは何か、を明らかにするため、この座談会・研究会を開催することとした。

このテーマに関しては、正面から論じられたことはほとんどなく、2018年2月に、当研究所が開催したシンポジウム「児童虐待事案への刑事的介入における多機関連携」における安永智美氏（福岡県北九州少年サポートセンター）の発言（本誌本号所収）が公開されている唯一ものではないかと思われる。本座談会・研究会がきっかけとなり、今後の論議につながることを願っている。

本座談会・研究会は、2日間のなかで二部構成をとり、一部では、福岡県少年サポートセンターの安永智美氏、堀井智帆氏からの話題提供をもとにした座談会形式での討論を行い、二部では、司法面接の専門である仲真紀子氏（立命館大学）、田中晶子氏（四天王寺大学）による、司法面接の観点及び非開示の子への面接の場におけるサポートの知見、当研究所の新恵里から、被害者学の観点から、事件化が被害児に与える「プラス」の影響についての報告を行い、面接の場とその他の場での供述支援について、必要性和留意事項などに関して、新たな知見を得ることをめざした。

## II. 少年補導職員による座談会

1日目は、全国から参加された少年補導職員8名と、当研究所の田村正博、増井敦、新恵里が参加し、座談会形式で討論を行った。

まず、福岡県内の少年サポートセンターに、少年補導職員として勤務する、安永智美氏、堀井智帆氏から、事例を紹介しながら基調報告をいただき、下記のテーマについて、討議を行った。

### (1) 子どもが話すことができない要因・ブロックについて

身内での被害の場合、家族への思慕がある。また、家庭外での被害においても「家族に心配をかけたくない」という思いがある。さらに、被害を開示したことによって、加害者から報復を受けるのではという恐怖心を抱いている場合もある。話すことについては、子どもの能力面での問題、年齢（低年齢）、被害感情を持たない被害児からの聴取の限界なども報告された。

支援体制としての課題としては、機関や個人の持つ被害確認面接技法の知識・スキルに差があり一定でない、慣れない面接室と聴取者にラポールが築きにくい、司法面接を知らない学校などの他機関との連携、保護者の混乱が大きく対応への理解を得ることの困難さ等があげられた。

専門職員の知識やスキルを高いレベルで標準化することの必要性、望ましい司法面接の場所についての提案（検察庁や児童相談所ではなく、教室など慣れた環境とする）、子どもの能力や年齢から生ずる問題がある場合にどのようにそれを捉えて関わっていくか、家庭内で困難を抱えていることが多く、家庭への支援も並行して行わないといけないこと等について、討議がなされた。

### (2) 子どもが話せるための必要な支援について

安永氏から、以下の点が報告された。

①子どもの話を傾聴する、子どもに語らせる：大人が聴きたいことを聴くというより、子どもが言葉にできないような心の声を聴くというスタンスで進めるべきである。例えば、警察の聴取では、「いつ」、「どこで」、「何をされた」などとといったような、WH質問をしがちであるが、「いつ？」から入られると、しゃべれなくなってしまうことがある。なか

には、返答ができなくて責められているように感じると、話せなくなることもある。プロトコルにもあるように、まず子どもが話をしやすい話題をあげて「お話の練習」をし、子どもが話しやすいところから傾聴をすべきである。「なんでわからないの?」と責められてしまうように感じさせたり、言ったことで子どもが大変なことになってしまったと感じさせたり、「とても悪いことなんだよ」などといわれると、子どもは話さなくなってしまう。

③ブロックの解消:「話せない」理由は何かを見つけ、問題解決を図ることで、不安感や恐怖心を軽減、解消する。例えば、自分が話をしてこれからどうなるんだろう、親はどうなってしまうんだろうという不安がある場合、できるだけ説明をすることに加えて、他の機関とともに支援の態勢を組んでいく。

④ラポールを築く:一緒に時間を過ごす中で、ラポール(信頼関係)を築き、「この人は強い人」、「怖いことから守ってくれる人だ」と思ってもらえることが大事である。

⑤動機づけ・勇気づけ:子どもが、「自分は悪くない」「一人じゃない」「話しても大丈夫なんだ」と、まずは安心感を抱けることが重要である。話したことによる自責の念、後悔につながるのではなく、安心感を抱けるような勇気づけが必要である。子どもは、自分が話したことによって、家族にどんな影響を及ぼすのだろうという想いが強いので、「話したことは間違いでなかった」と、安心感をもてるように関わる。子どもは、事件化することに拒否的、躊躇を示す場合でも、「この行為をやめてほしい」「やめる人に戻ってほしい」という思いは強く持っている。「優しいパパに戻ってほしいね」、「やめてほしいね」と、話し合いながら、加害者も救われるんだ、と思えるような勇気づけも必要である。

⑥連携については、警察だけで対応できることではないので、児童相談所や学校などとの連携は大事だが、どうしても隙間ができるので、お互いが「一歩踏み込んで」、隙間を埋めていくことが大事であると思う。

⑦事件化すること、刑事手続きがいかに意義があることかを、少年補導職員から啓発していく必要がある。教育機関や福祉職の中には、事件化は子どもにとってマイナスというイメージが強いが、事件化することは、二次被害防止や、安全確保につながるということを、講演会などで啓発していく必要がある。子ども対象の非行防止教室だけでなく、保護者や教育機関に講演会等をさせていただいている。福岡県では、学校、福祉関係をはじめ、医療機関にも広げている。

「本当は、憎しみでいっぱいだった。大人になったら殺してやろうと決めていた。警察のおかげで、人殺しにならなくてよかった。」などの被害当事者の声を伝えることができるのは、生の声を聴いている少年補導職員だからこそできることだと思う。

堀井氏からは、以下の点が報告された。

①加害者が身内であった場合は、相手にも愛着がある。その親の存在や親子の愛情までも否定されているのではないかと考えている。例えば、お父さんの優しさや思い出も、全て否定されるのではないかと不安を持っている。お父さんからもらった「いいもの」まで否定しないよ、ということを伝える。いいものはいいものとして捉えるし、しかし、してほしくないことはやめてもらおうと、分けて伝えることがとても大事である。親を全否定しない相手だとわかったときに、子どもは開示してくれることが多いのではないかと感じている。

②「非加害親」が、どちらの味方になるのかで、子どもが話すかの方向性を決定づけているように思う。例えば、非加害親のお母さんが非協力的だったり、「あの子はどうそをついている」などと言われると、子どもはお母さんも失ってしまうと思い、話さなくなる。非加害親に味方になってもらえるような働きかけも重要である。

③少年補導職員による保護者向けの講演会を事件以前から行っていたケースでは、事件後の協力関係もスムーズにできたため、地域に向けた地道な講演会活動も大切だと感じている。

④話すことの不安よりも、話したあとの達成感、安心感が大きいことが重要であり、話した後に、そのようなメリットがあることも、事前に伝えることも大切である。現実から逃げるのではなく、立ち向かって乗り越えた子どものほうが、トラウマの回復の予後はよいと経験しているので、それをも関係機関に伝えることも大切だと感じている。

討議では、司法面接については、各機関の担当の知識、スキルの有無等について、まだばらつきがあるという問題が指摘された。司法面接の技法やスキルを習得した少年補導職員が研修会を開くといった取組についても紹介がなされた。

司法面接のプロトコルでは、子どもに対して「質問はありますか」と聴くのは、クロージングの最後の場面であるが、面接の前に、聴取の目的についてきちんと説明をし、なぜ、私たちがここに来て、あなたから話を聴かないといけないか、を説明することが大事だという意見が出された。児童相談所に行きましょう、と言っても、子どもにはわからないので、そこがどのような場所で、これからどうなって、どのような人がどのように関わるかを、きちんと説明することが、支援という観点からは大切ではないかという提案もなされた。

### (3) 少年補導職員が果たすことのできる役割と利点について

堀井氏から、①多機関調整：少年補導職員は、児童相談所、検察庁、警察の捜査担当部署、学校すべての機関の中心的位置にいるということで、これら多機関の調整役という役割を担うことができる。子どものケアを考える児童相談所と、捜査を考える警察との間では、スピード感など、軋轢が生まれるので、双方にその必要性を伝えることで、双方の目的を達成できるようにすることができるのではないかと。②バックスタッフやケア要員としての役割：司法面接は、代表聴取者が上手ければ成功するものでもなく、バックスタッフとして、捜査もわかり、ケアもできる少年補導職員として、信頼を得ながら役割を担えると感じている。③話せなかった場合のフォロー役：司法面接の場で語れなかった時、そのフォローをし、再度、語れるように向けるための動機づけとしての役割も担えると思う、という報告があった。

また、司法面接の前の時点における供述支援及び被害者としての支援の必要性とそれが司法面接に影響を与える可能性に関して、議論がなされたほか、司法面接の中でも負担が生じた折のケアやフォロー（必要時にはストップをかけるなど）も必要ではないか、といった意見も出された。

### (4) 少年補導職員による供述支援を実現するために必要なこと

必要なこととして、①司法面接研修：心理や福祉の少年補導職の専門性のスキルアップのための研修制度（スキルアップ施策には、バラつきがあるのが現状であり、正規な予算化が近年進められている県がある一方で、志のある職員が自費で研修を受けているところも少ない。）、②サポートセンターの強み（機能）を發揮できる環境整備：加害、被害、予防、事後、すべてに関わっているのが、少年サポートセンターである。少年サポートセンターの専門性プラス実践力で、実践を一つひとつ積み上げていくことが重要である。③：警察組織内での少年補導職員の存在意義等の周知徹底：少年補導職員が高い適格性を有していることを、警察内部で認知されなければ、実践の機会そのものが得られない、といったことが指摘された。

討議では、少年サポートセンター・少年補導職員の有用性を捜査担当部署に分かってもらえた例として、発達障害のある少年被疑者からの事情聴取に際して、心理的な知識を基に、その子のこだわりや特性を踏まえた聴き方のアドバイスをした例が報告され、少年サポートセンターの職務や特性を活かせるように、警察部内でも理解してもらえるような働きかけをしていくことの重要性が指摘された。被害者が被害開示をしたり、加害者が相談に来たりといったことも、講演活動を含む日頃の地道な活動が大切であるとの意見もあがった。

### (5) その他

その他、特筆すべき発言として、以下のようなものがあった。

少年補導職員は、司法面接の技術を生かせる場面が多い。非行少年の多くが被虐待児であり、ファースト・キャッチ（初めの情報開示）を受けることが多く、講演会や啓発活動でも、子どもたちからSOSが発せられることもあるが、そのよ

うな場面でも、子どもの記憶を汚染したり、誘導することなく関わるができる。

増井が刑法学者の立場から、被害者の供述については、語ることに利益になる面のメリット、デメリットの両方があるが、もし不利益になる場合に、それを考えて本人がしゃべりたくない、加害者を処罰してもらわなくていいと言っているものを介入していいのか、また、利益になるとしても、本人の利益になるのだからといって、本人のためになるというパターンリズムの考え方で物事を進めてはたしてよいのか、という問題意識をもっているという発言があった。これに関して、参加者からは、起きてしまった事案について、事件化は、当事者の問題だけではなく、未来の犯罪を抑止する、未来の被害者を救うという意味もあるので、きちんと事件化につなげていきたいとの意見が出された。増井からは、特定の被害者が、「勇気ある一人」にならないといけな理由はない、にも関わらず、最後は自分の意思で選んだと納得できるような形は、どのような形があるだろうかということを考えている、というコメントがなされた。

### Ⅲ. 研究会報告

2日目は、1日目の参加者に加え、司法面接の専門である仲真紀子氏（立命館大学）、田中晶子氏（四天王寺大学）に参加いただき、(1)「非開示の子ども」に関する問題について、仲氏が報告、(2)事件化が被害児童に与える「プラス」の影響について、所員の新が報告を行い、自由討論式の研究会を開催した。

#### 1. 仲 真紀子氏からの報告「子どもの報告を支援する」<sup>注1)</sup>

司法面接における「非開示の子」（話さない子ども、話しながらない子ども）の存在は世界中で多くの問題になっており、仲氏も、国内の研究を広く80件ぐらいレビューして、非開示の要因について分析を行った。

例えば、アルドリッジとウッドという言語心理学者は、イギリスの司法面接の結果100件について、面接者が会いやすい問題を抽出し、分析や解決方法の提案をしているが、そのうちの 하나가、「話してくれない子ども」について、である。

また、司法面接の件数が2万6千件に及ぶイスラエルの研究（2005年）で開示率を分析した結果の紹介もあった。事例を性的虐待と身体的虐待に分け、さらに家族が被疑者である場合とそれ以外に分けてみると、家族が被疑者である場合、全体として開示率が低く53%（家族外は85%）である。性的虐待の場合はその傾向が強く、家族が被疑者である場合の開示率はわずか20%であり、家族外の人が被疑者である場合の89%と差が大きい。性的虐待の開示は大変難しいということが示唆される。身体的虐待では、家族内と家族外であまり差がない（それぞれ60%、63%）。<sup>注2)</sup>

また、年齢が高くなるほど話しながらないので、開示が遅れる。4歳時ぐらいたと、1ヶ月内程度で開示がなされるのに対して、6～13歳になると、1/3が半年以上前の出来事であり、6ヶ月ぐら何もいえないできたことになる。

Sorensen という医師の研究では、性的虐待を受けたという医療的な客観的証拠がある116件のうち、74%が、目撃など偶然の発覚であり、自発的な開示は23%と低い。また、否認→曖昧→開示→撤回→開示と、変遷が続いてしまう。

（「子どもたちは、どうして話さないのか？」）

各国の研究では、その理由として、①家族を守る、②秘密を守るように要請される、③責任や罪悪感をもっている、④恥や恥ずかしいという気持ちがある、⑤恐怖、ネガティブな結果を恐れている、⑥性体験の意味がわからない、⑦愛情のバーゲニング（加害者と恋人であったと被害児に思わせる等）があげられており、背後に子どもたちがいろいろなものを背負っ

<sup>注1)</sup> 仲真紀子氏の本報告は、仲真紀子（2017）、実務における司法面接の課題：「非開示にどう取り組むか」『心理学評論』、60(4),404-418をもとに、ご報告いただいたものである。

<sup>注2)</sup> イスラエルのデータの性的な虐待と身体的虐待について、日本の虐待の定義と異なり、大人から被害を受ける事案はすべて「虐待」とカウントされているので、加害者は親ではないケースも含まれている。

ていることがうかがわれる。

（非開示への対応）

司法面接では、このような子どもの非開示に対して、①非誘導的な面接の繰り返し、②道具の利用（ドール、身体図）、③踏み込んだ言葉かけ（加害者も〇〇さんに話してもらいたいと思っているよ等）などが試みられているが、情報は出るのが間違っているものも多かったり、それほど効果が得られないものもあり、慎重にするべきである。

それよりも、面接での本来のサポート（オープン質問や面接内でのサポート）や、先行開示、補助証人<sup>注3)</sup>（支える人がいるかどうか）、環境などが重要である。面接での本来のサポートでは、グラウンドルールはあったほうがより開示があり、自由報告の練習（特に「出来事を話す」練習など）があったほうが開示があり、また、WH質問よりもオープン質問があったほうが、開示がなされやすいことがわかっている。しかし、実際には、グラウンドルールの説明を端折ってしまったり、説明が不十分だったり、十分なオープン質問がなされていないこともある。

イスラエルの研究で、開示した子ども（開示群）と開示しなかった子ども（非開示群）を比較した研究によれば、面接者によるサポート的な発話が効果的である開示群では、面接者がサポートティブであること（高サポート）とそうでないこと（低サポート）ではそれほど差が見られないが、非開示群では、高サポートである場合、子どもからより多くの情報が得られた。

（面接内のサポート：サポートティブは発話）

サポートティブな発話とは、①暗示のないポジティブな強化（「よくお話できているね」、「よくわかるよ」等）、②名前を呼ぶ（「ダン君、そのことについて全部お話して」など）、③子どもの感情に言及する（「お話するのがつらいことはよく分かるわ」など、ただし、事件のことではなく、話すことに関する感情について言及することに留意）、促し、あいづちなど。

一方、サポートティブでない発話では、矛盾をついて子どもと対立をしたり、よい結果に言及する（「お話してくれたら助けてあげられるわ」など）、悪い結果に警告する（「お話してくれなかったら、助けてあげられない」など）、子どもの態度に対してネガティブな言及をする（「よそ見してるわね」、「ちゃんと座って！」など）があげられる。

その後の研究を踏まえ、非誘導的なサポートを司法面接の各過程に沿ってあげると、①導入時のラポールの形成において、「〇〇さん（名前を呼ぶ）、今日は来てくれてありがとう」などの言葉がけをしたり、ラポール形成・エピソード記憶の練習を充実させ、それぞれ2～3分を費やすのが理想である。②本題に移行してからは、どんなことでも話せると伝えたり、「話すのが難しかったら、どうすればもっと話やすくなりますか」などと助けを提供したり、困難を一般的なかたちで取り除く（秘密がある場合、「秘密があるという子どももいます。もしも秘密があっても、信頼して話すことができますよ」など）。また、適切であれば、一般的な形で子どもの責任を取り除く（「誰かが子どもを叩いても、その子どもが悪いではありません」など。「あなたが悪いのではない」というのではないことに留意）。また、話し始めた場合には、オープン質問でたくさん話しをしてもらい（「うん、うん」「それで」などの応答）、関心をもって聴く。話すことに感謝し、ポジティブな強化を与える、子どもが感情を述べた場合には、「悲しかったんですね」などのエコーイング（同じことばを面接者が繰り返す）が有効だといわれている。また、面接については、「長い」、「疲れた」などの言葉が出てくれば、「もうちょっとだから、我慢して」と言うのではなく、「長かったね」「質問がたくさんだったね」、「休憩しましょうか」と受容する。

③クロージングでは、子どもが話したことに感謝し、「話してくれたのでよくわかりました」、（出来事の内容ではなく話

<sup>注3)</sup> 「補助証人」（corroborative witness）について、仲氏によると、例えば、子どもから被害を打ち明けられた学校の先生など開示を受けた人や目撃者で、かつ事案に対して子どもにきちんと対応できる人、という定義。

したことについて)「話してくれてありがとう」との言葉かけを行う。こういった言葉かけは、子どもが司法面接を終えて振り返ったときに、どのような印象として残るかという意味でも重要であり、「ただ長くていろいろ聴かれてしんどかった」などで終わるのではなく、ポジティブなイメージで終わることが大切である。

自己紹介をし、ラポールを形成し、アイコンタクトを取り、リラックスをした態度で面接をするといった、サポート的な態度で司法面接が行われると、より子どもは迎合的になるのではないかと思われがちだが、むしろ、誘導にかりにくかったという結果が得られている。「自分もちゃんとしゃべれる」、「ちゃんと聴いてもらえた」、「話せた」といった経験が自尊心を高め、誘導によりよく抵抗できたものと思われる(これは、犯人の顔等を識別する「同定識別」におけるサポートでも同様の結果が得られている)。

(面接外のサポート)

以上は、非開示の子どもに対する、面接内でのサポートだが、面接外のサポートも重要である。事前の開示があり、補助証人がおり、家族のサポートがあり、また地域のサポートがあるほうが、開示率が高く、これらのサポートや存在が、子どもの開示に必要である。

最後に、地域のサポートに関しては、地域内で虐待や暴力はいけないといったことを地域内に啓発するプログラムや、子どもの開示を受けた人がどのように専門機関につなげばよいのか等のスキルについて研修を行ったり、ミーティングをもつ等の取組を行っている地域内では、より高い開示が得られているとのことである。

## 2. 新恵里からの報告「刑事手続が「被害者に与える影響」(プラス)について」

### (1) 「話せない」心理的ブロックについて、被害者学の見点から若干の補足

被害児は、自責感が強く、常に「自分は悪い子」というレッテルを加害者から貼られていることが多いため、警察が来る、話をしなければならぬという、自分が捕まる、あるいはどこかに連れて行かれる、という恐怖にかられる。

被害児は、「事件化」する(自分が話す)ことによって、「自分がこの先どうになってしまうのか」という不安が強く、自身が得られるメリット(虐待が止むこと)よりも、不安感のほうが強い。虐待の加害者であっても、子どもにとっては自身の存在を委ねている絶対的な人であり、その人との生活や世界がすべてであるので、その存在が不在になることへの強い不安がある。また、自分の行動を「決めてくれる人」(悪い意味での「司令塔」)がいなくなるという心理的な不安もある。支配的な環境下で、自分自身で行動を選択できるという自由を全く奪われてきた結果、自分で行動を決めるという行動様式を獲得しておらず、虐待者がいなくなると、自分はこの先、どう行動したらよいかかわからないと混乱する。さらに、加害者が、ただひたすらに暴力的だというわけではなく、「時々優しい」、「時々自分の望みも叶えてくれる(何かを買ってくれるなど)」といったエピソードがあると、被虐待児に、親を慕う感情が強くなることもある。加害者が「ときどき優しい」と、子どもにとっては、虐待を受けたときに、例えば「本当は優しいお父さんだけど、自分が悪い子だから殴られたんだ」と、「自分が悪い」の刷り込みの強化にもなっている。

「虐待を受けた子どもは、容易に事件化を望まない」という認識のもとに、関係機関は、虐待の専門的立場として、そのブロックになっているものが何かをよく見極め、十分に子どもに接しないといけないという共通認識を持つことが重要だと思われる。

### (2) 事件化に関する従来の問題点

これまで、子ども虐待、子どもの被害等については、「本人が事件化を望んでいないから」、「被害者が二次被害にあうから」、「刑事手続に付すのは過酷だ」などの理由から、マイナス面(デメリット)が強調され、刑事手続に付きなことが被害児のためである、といった認識で、避けられてきた傾向にある。もちろん、被害体験を語ることに對する精神的な

負担や、二次被害にあうリスクなどもあるが、事件化は、被害者、被害児にとって、デメリットばかりでなく、安全確保（再被害の回避）とともに、本人の立ち直りや、尊厳の回復に資するメリットも十分ある。

米国など、海外における被害者支援の現場では、被害者の年齢を問わず、そのことは十分に共有されてきており、その前提で支援活動が展開されているが、日本においては、またとくに子どもに関しては、そのメリットはあまり語られてこなかったように思う。そこで、本報告では、そのメリットについて、できるだけ多くあげてみることにしたい。

### (3) 刑事手続を経ることの「プラス」の影響

#### ① 自分の身に起きていたことを客観的に理解することができる、被害の認識ができる。

従来は、子どもが被害にあっても、「子どもには意味がわからないこと」、「子どものうちでよかった」、などと、片付けられる傾向にあった（とくに性虐待、性被害の場合）。被害児も、いつかは、被害について、知る時がくる。被害者にとって、被害の認識、意味を持つことは、「自分の身に起きていたこと」を知るために大切なことであり、被害児も例外でない。年齢、発達段階に応じた説明が必要ではあるが、その機会が得られる。

#### ② 「悪いのは加害者であって、自分ではない」ということを認識できる（事件化によって、事件の責任は、加害者にあるということが、確認できる）

「自分は悪い子」だという刷り込みをされている被害児は、「自分が悪い」と思っていたり、被害者としての認識が欠如している。また、性被害の場合などは、共犯的感觉を植え付けられていることもある。

#### ③ 被害者が刑事処分を受けることによって、自分が受けた被害の苦痛の代償を、加害者が払っている。

自分の受けたダメージに対して、加害者が責任をとったという事実ができる。

刑事手続として、自身の被害がどのように処理されたかは、被害児が成人した後も大切である。虐待サバイバー（子ども時代に虐待を受けて成人した人）のなかには、虐待に対して大人からきちんと対応してもらえなかった経験、事件化されず「フタをされた」経験に対しての憤り、怒り、恨みのような感情を抱えていることが多く、人や社会に対する信頼感を失い、生きることへの困難さを抱えている人が多い。とくにそのようなケースは、少年院や刑務所等の矯正、刑事施設で出会うことが、経験上多い。事件化されなかった（事実にはフタをされた、正義が実現されない）ということが、他者や社会への信頼感を損ない、人を頼らない、孤立した考え方に偏っていくように感じている。

#### ④ 自分自身の力で、問題を解決することができたと実感できる。

被害は、被害者にとって「防ぐことができなかった」一方的な体験であり、多くの被害者が、無力感を体験している。自分の力で「きちんと話せた」経験が、無力感からの回復、自尊心の回復につながる。一つの区切りとして、一步、前に進むことができ、精神的な回復につながることも期待できる。ただし、そのためには、「達成感」が得られるようなサポートが必要である。

#### ⑤ 被害者が、司法手続に関与することで、「選択」することができる。

被害体験が一方的なことに対して、自分自身で「選択できる」ことが、トラウマ体験からの回復には有効である。刑事司法手続では、「話すこと」も含めて、その機会がさまざまな場面で得ることができる。

#### ⑥ 自尊心の回復に役立つ

上記のことに関連して、自尊心の回復につながる。被虐待児は、日常的な虐待行為により、自尊心が著しく低下し、自己評価が低い子どもが多いので、自尊心の回復は、被虐待児の心身の回復、立ち直りに決定的に重要である。

#### ⑦ 大人や社会、周囲に対する信頼感を取り戻すことができる。

自分の話を信じてくれて、一緒に真剣に考えてくれて、自分の「味方」になってくれたという経験と実感は、被害回復に重要である。③の、「フタをされた」経験とは逆になるが、刑事手続も含めてきちんと対応してもらえた経験は、正義

がきちんと実現されたという証左にもなり、社会に対する信頼回復にもなっていく。

⑧ 自分自身の身体や心を大切にすることができる。

周囲に、自分の身体と心を大切に扱ってもらう体験が、その後の精神的ケアの予後にも関わる。事件化の手続きのなかで、「自分の身体は、こんなふうに扱われてよい存在ではないのだ」といったはたらきかけがなされること、自分の身体はとても大切なのだという認識がなされることが大切である。被虐待児は、複雑性 PTSD の発症など、症状が長期化する疾患を抱えたり、自傷行為や摂食障害、アディクション（依存症）などの発症リスクが高いことは周知のことであるが、精神的疾患の予防、症状の緩和につながる。心身の健康の回復にもつながっていく。

(4) 事件化をメリットとすることに向けての留意点

まず、刑事手続を経たことで（自分が供述したことによって）、相手（加害者）の人生を変えてしまった、悪いことをしたなどという、ネガティブな解釈にならないよう、事後のケアが必要である。例えば、「お父さんがこれ以上悪いことをすることを止めることができた」という、プラスの評価になるような援助が必要である。また、事件化によって、施設入所、転居、転校など、環境が変わった場合には、特段の配慮、フォローアップが必要である。

被害者支援の観点からは、被害者が、被害に直面化することを支えることも必要である。被害者は、常に、自分が被害にあった意味、「なぜ、自分が被害にあったのか？」（Why?）を問う。虐待の場合、「どうして自分はこんな家に生まれてきたのか?」、「どうして私のお父さんは、叩かないお父さんじゃなかったのか?」について、心の整理をする精神的なケアが必要である。被害者としてのケアは、中長期的なスパンで、民間支援団体も含め、多機関と連携した支援も考慮にいれたい。

事件化については、正当な手続きをきちんとしたサポートを受けながら経ることができれば、たとえ加害者を訴追しなくても、被害者にとって大切なプロセスとなるので、加害者の最終的な処分とは関係なく、大きな意味がある。ただ、不起訴処分や無罪になった場合など、加害者が処分されなかった場合に、年齢によっては、「自分がしっかり話せなかったらそんな結果になったのではないか」、「自分が言ったことはウソだと思われるのではないか」などと、被害児が自分を責める可能性もあり、精神的なフォローが必要である。

被害児の抱える「これから先、自分はどうなるのか」などの不安については、サポート的な役割を担う人が、誠実に答えられることが望ましい。その時点で、答えられることが限られていても、「どうしたらいいか、一緒に考えるからね」という安心感を与えることが重要である。「子どもにはわからないから」「言っても理解できないだろう」と、きちんとした説明が省かれがちであるが、被害者が関わる手続きに説明を受けることは、被害者の権利として基本的なものであり、それは、年齢を考慮しながらでも、丁寧に、十分なされるべきである。子どもには子どもなりの理解の仕方があり、大人が考えているよりも、いろいろなことを考えられる存在であるという認識も持つべきだと思う。

また、自分が話すことによって、被害を終わらせることができ、虐待におびえ、恐怖を感じる今の生活より、もっとよい生活が待っているという具体的なイメージができることが、被害者がアクションを起こすには重要だといわれている。虐待事案においても、そのようなアプローチが必要だと思われる。

「この人に話して安心かどうか」の確認が得られ、「セーフ・パーソン」（味方、何を言っても安全な人）と認識されることが、被害者に対してラポールを築き、被害者がアクションを起こせるためのポイントと、海外の被害者支援ではいわれている。虐待の被害児に対しても、そのようなサポーターの存在、連携体制が求められると思う。

(5) 被害者にとっての「そっとしておいてほしい」の意味

最後に、よくいわれる、「そっとしておいてほしい」という被害者の心理について、供述支援の観点から、補足をしておきたい。被害による混乱や精神的なダメージから、「そっとしておいてほしい」という被害者の声は少なくない。しかし、そのように思う心情と同時に、被害者は「支えてほしい」という気持ちももっていることが多い。しかし、「そっとしておく」という一言を捉えて、被害者に触れないほうがよい、被害者への働きかけはしないほうがよいとひいてしまうことは、支援を受ける機会を逸し、被害者が起こせるアクション（話すことなど）の機会を奪い、孤立をさせることにつながるおそれもある。「不作為の二次被害」とでも呼べるものになっていってしまうことも考えられる。「そっとしておいてほしい」被害者の心理についても、もう少し深く考察したいと考えている。

### 3. 討議概要

1. 2の報告を受けて、研究会では、以下のような議論がなされた。

（サポートティブな言葉がけと迎合のリスクについて）

「よく話ができているね」といった、サポートティブな（支持的な）言葉がけが、迎合につながらないかという問いに対して、仲氏は、話の中身ではなく、話をするということを励ます、話すという行動をサポートすることはできるという。話せない子どもに対してやりがちなのは、「お父さんに嫌なことされたんじゃないの?」、「前にもこんなことあったのじゃないの?」、「お父さんはひどい人ね」等、中身に関わる言葉がけである。出来事の中身は本人にしかわからないし、そういった出来事があったのであれば、本人に言ってもらう必要がある。

「よく話ができているね」というのも、正確なことを言ってえらかった、という意味ではなく、「このようにお話してくれているとよくわかるよ」、「今みたいに話してね」という意味においてである（仲氏）

（被害児が泣いてしまった場合の対応）

仲氏によると、被害児の気持ちを受け止めることは重要だが、泣いていても、被害児が話しているならば、そのまま話してもらったほうがよい。「つらかったね」というと、本人の内面に焦点が向き、さらに泣いてしまうこともある。

一方で、「辛い目にあってきたんだね」などと言うと、実際にはそれが子どもにとっては日常であり、いっぱいいっぱいの中でやってきたのであっても「あ、やっぱりこれ辛いことだったんだ」、「普通の人には起こらないことなんだ」と自尊心が低下するおそれがある。

悲しいということに対し、「悲しいね」、という、エコーイングは、一つの誘導でない励ましになる（仲氏）

「このままおいておくと、もっと悲しくなるからとにかく話して」というよりは、むしろ、好きなこととか、朝起きてからここに来るまでのことなどを話しながら、自発的に被害児からことばが出てくるのを待つほうがよいように思うとのことであった（仲氏）

（司法面接の回数について）

仲氏によると、司法面接は、原則でいえば1回がよいが、あらかじめ話してくれないとわかっているなら、事前に話せるような計画を立てるという方法がある。子どもは、話してはいけないと思っていることも多いので、「このお部屋はすべてお話ができるお部屋だよ」などの言葉がけをすることも考えられる。

田中氏からは、面接前に子どもと関わる人と、面接者との情報共有を充分に行うことが重要であり、子どもの状態や、面接や面接者について子どもにどのように説明するか等について打ち合わせをし、子どもの状況を理解しておくことがあげられた。<sup>注4)</sup>

<sup>注4)</sup> 田中晶子氏の本報告は、JST/ristex「安全な暮らしをつくる新しい公／私空間の構築」研究開発領域、H27年度プロジェクト「多専門連携による司法面接の実施を促進する研究プログラムの開発と実装（研究代表者：仲真紀子）での「司法面接と心理臨床の連携」グループ（グループ・リーダー：田中晶子）における研究成果に基づいたものである。

近年研究が進んでいるところだが、司法面接のような誘導でない面接であれば、2回目を行っても誘導や暗示になりにくく、さらなる詳しい情報が出てくる、という場合がある。ただし、あくまでも原則は1回で、2回目は、特別な場合と考えておいたほうがよい（仲氏）。

また、新が、被害者支援の立場から、「被害児童が選択をできる場面を設定して、主体性を取り戻す」ことについて言及し、仲氏も、「向上心を！」という手があがるなどの身体化認知と同様、オープンな部屋だと話やすいが、狭苦しい部屋（クローズ）だと話しにくいなどの身体化認知もあることを指摘し、環境の設定の工夫にも言及がなされた。

（司法面接を行う時期について）

事件直後の混乱期に、子どもから供述を得ることができず、早すぎた面接がよくなかったという事例があり、もう少し、子どもが落ち着いて日常の状態にならないと話せないのではないかという提起がなされた。この点、児童相談所の職員も、例えば虐待で一次保護してすぐよりも、1週間ぐらい経過し、食事もしっかりとり、朝起きて夜寝るという生活が整ってからのほうがいいのではという意見もあげられた。警察が介入した直後の混乱期では、子どもが状況も飲み込めず、誰を信用したらよいかもわからなくて、誰が敵か味方かもわからない中で、「味方だよ！」などと言っても子どもの心に入っていない感じがするとの報告もあった。

これに対し、仲氏からは、グラウンドルール、ラポールの形成を試みてもダメだと思ったら、「今日は来てくれてありがとうね」と言って、その時点で終わる（拡張司法面接という）のも一つという意見が出された。

また、田中氏からは、記憶の観点からは、時間の経過により記憶の制度が下がるため、面接は出来るだけ早いタイミングが良いとされるが、仲氏の非開示の子どもに関する研究報告にもあるように、子どもの状態を考慮することも重要であるだろう。それらのバランスをはかることになるのではないかという意見が出された。

刑事司法手続きでは、とかく、早さが重視されるが、子どもが安心感を持って語れるための時期の検討についても、議論がなされた。仲氏からは、ただ時期を長くすれば安心感が得られるというのではなく、サポートすることで安心感ができると思うので、できるだけ早くできるように、サポートをしっかりしてもらえればという意見が出された。

また、田中氏は、司法面接までの期間が長いと、その間に子どもが様々な専門家と関わる可能性が高まるため、子どものケアやサポートに関する知識と、司法面接を含む事実確認に関する知識の共有が重要であるとの意見であった。

（医療との連携について）

全身診察、とくに婦人科の診察は不安や衝撃が大きく、「二度と警察には行きたくない」、「何もなかった」等と、否認とか撤回に転じやすいという指摘があった。子どもの不安を受け止める方法として、支援者の付添いで安心感を得ることや、医師が子どもを批判したり、コメントしない等の方法が議論された。

また、田中氏からは、子どもが自分の身体について様々な不安を抱えていることも多く、医師から健康告知をしてもらうことも重要であろうとの指摘があった。参加者からも、「きれいな子宮をしている」と、健康告知をされた子どもが、劇的によくなった例が報告された。

（事件化に関する被害児に対する説明について）

刑事司法手続きを経ても、結果的に立件できなかった場合、子どもにどのように話をするべきかについて、討議がなされた。

大人の事情で、法律上できない、証拠上できない、といった「大人の事情」は、年齢にもよるが子どもにはわからない。その後のことを伝えられないという選択もあげられ、説明する場合には、関係者の努力、子どもの頑張りを評価したうえで、そのプロセスと結果を、子どもが理解できる年齢になったときに、しかるべき責任者が説明できるシステムがあるほうがよいとの意見も出された。

また、安永氏からは、加害者の処罰よりも、子ども自身の気持ちや、これから安全に暮らせることに重点を置いて、あ

えて加害者のことを触れずに、支援をしていくという姿勢が大事ではという意見も出された。

田中氏によると、福祉、司法、心身のケアそれぞれのプロセスにおいてどのような支援が必要かを考えるスタート地点に、「子どもの体験について確認すること」があるだろう。その後の包括的な子ども支援に活用できる情報を、最初に多機関で協力して得るというイメージを持つと良いのではないだろうかとのコメントがあった。

（司法面接対象の年齢について）

仲氏によると、エピソード記憶が完成するのが3、4歳であり、それ以降、未成年は司法面接の対象になる。ただ、司法面接のプロトコルのグラウンドルールも、大学生ような年齢の相手であっても、やった場合とやらない場合では、やはりやったほうがよいとの研究結果がでているので、省略せずにきちんとやるべきである。

また、成人していても、障害がある場合や、性的虐待でそのまま聴くにつらい場合は、録音録画の対象になっているので、司法面接の上限はゆるくてよいのではないかということであった。

（司法面接時でのサポートについて）

司法面接時、バックスタッフの中に支援者が入ることの是非について、子ども話すことに対して影響を与えてしまうリスクについて、仲氏から意見があった。

日常、子どもを支援している支援者が、司法面接時にいることの安心感について、田村から意見が出されたのに対し、田中氏によると、子ども担当のケースワーカーは、司法面接のバックスタッフとして、実際に入ることが多く、面接前の動機づけから、司法面接の間の子どもの心理状態のチェック、面接後のフォローアップまで行っているとのことであった。知識と経験をもって子どもと関わる人が、よりよいサポートを提供できるのではということであった。

（司法面接外でのサポートについて）

仲氏によると、司法面接外でのサポートの一つとして、語りの練習をすることが大事であり、それは、一時保護所の中でもできるのではないかということであった。たとえば、一時保護の生活のなかで、今日あったことを1人ずつ話すことなどがあげられる。自由に話すことや、話すことでの安心感を得る体験が必要であり、これも面接外のサポートになる。

（研究会の結びとして）

研究会の結びとして、田中氏から、以下の発言をいただいた。

仲氏の報告にある非開示の子どもについての研究や私たちのグループでの検討においては、司法面接前後のサポートも重要であることが示されており、司法と福祉だけでなく、心理臨床や医療を含む幅広い専門家での連携を進めることが大切であると考えています。本座談会に出席された少年補導職員の方々が担ってくださるところも、子どもへのケアやサポートと多機関での連携促進に貢献されているように思います。私たちは、これからも専門家間の連携を促進するための場づくり等のお手伝いができればと思っています。

#### IV. まとめ

以上、2日間にわたっての座談会、研究会であったが、時間が経過するのでも忘れるぐらいの充実した討議ができたと感じている。「供述支援」というテーマについて、少年補導職員、そして司法面接の専門家を一同に会して正面から行えた今回の会は、おそらく初めてであろうし、子どもを支援する現場での実務専門家と、司法面接という技法の研究専門家が、それぞれのフィールドからしっかりと議論、知的交流ができた機会であったと思う。本研究所としても、今後も、この供述支援について、引き続き、さまざまなアプローチで研究を行っていきたいと考えている。